

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、青森県漁業調整規則（令和 2 年青森県規則第 59 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 14 号に掲げる小型いか釣り漁業につき、規則第 11 条第 1 項各号に掲げる制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間等を次のように定める。

令和 7 年 8 月 1 日

青森県知事 宮下 宗一郎

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
小型いか釣り漁業 (するめいか)	1 隻	5 トン以上 30 トン未満	定めなし	青森県沖合海域	5 月 21 日から 翌年 1 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする（ただし、平成 2 年度から平成 4 年度までに実施した中型いかつり漁業生産構造再編推進事業並びに平成 12 年度及び平成 13 年度に実施した中型いかつり漁業構造再編対策事業による減船者並びにその者が実質上当該漁業の経営を支配するに至るおそれがある者を除く） 1 青森県内に住所を有する者 2 青森県知事の登録を受けた漁船の使用者（ただし、起業の認可の申請に限り青森県知事の登録を受ける予定の漁船の使用者）	令和 7 年 8 月 1 日から 令和 7 年 9 月 5 日まで	1 許可及び起業の認可の有効期間は、許可の日から令和 8 年 1 月 31 日までとする。 2 規則第 14 条第 1 項第 4 号の対象とする。 3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 船橋楼両側面の上部に別記様式による標識を表示すること (2) 東津軽郡龍飛埼灯台中心点と北海道松前郡白神岬灯台中心点を結ぶ直線以西の日本海の海域で操業する場合、めばる刺し網漁業及びさめ刺し網漁業の漁具の敷設中は、その漁具から 500 メートル以上離れて操業しなければならない (3) 太平洋海域で操業する場合、むつ小川原港の港域においては操業してはならない

小型いか釣り漁業 (するめいか)	1 隻	5 トン以上 30 トン未満	定めなし	次に掲げる海域のうち、申請のあった海域 1 日本海海域 東津軽郡龍飛埼灯台中心点と北海道松前郡白神岬灯台中心点を結ぶ直線以西の日本海における青森県沖合海域。 2 津軽海峡海域 東津軽郡龍飛埼灯台中心点と北海道松前郡白神岬灯台中心点を結ぶ直線と、下北郡尻屋埼灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結ぶ直線及び陸岸により囲まれた海域における青森県沖合海域（ただし、下北郡焼山埼から東津軽郡平館灯台に至る直線及び陸岸により囲まれた陸奥湾の海域を除く） 3 太平洋海域 下北郡尻屋埼灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結ぶ直線以東の太平洋における青森県沖合海域	5 月 21 日から 翌年 1 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 山形県に住所を有する者 2 山形県知事の登録を受けた漁船の使用者（ただし、起業の認可の申請に限り山形県知事の登録を受ける予定の漁船の使用者） 3 操業しようとする海域の漁獲物陸揚港を確保した者	令和 7 年 8 月 1 日から 令和 7 年 9 月 5 日まで	1 許可及び起業の認可の有効期間は、許可の日から令和 8 年 1 月 31 日までとする。 2 規則第 14 条第 1 項第 4 号の対象とする。 3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 （１）船橋楼両側面の上部に別記様式による標識を表示すること （２）東津軽郡龍飛埼灯台中心点と北海道松前郡白神岬灯台中心点を結ぶ直線以西の日本海の海域で操業する場合、めばる刺し網漁業及びさめ刺し網漁業の漁具の敷設中は、その漁具から 500 メートル以上離れて操業しなければならない （３）太平洋海域で操業する場合、むつ小川原港の港域においては操業してはならない （４）漁獲物陸揚港以外の港に漁獲物を陸揚げしてはならない（ただし、暴風雨、船舶の損傷、その他やむを得ない事由がある場合はこの限りではない）
---------------------	-----	-------------------	------	---	-----------------------------	---	--------------------------------------	--